

5 和歌山県特別支援教育協議会

(1) 要 綱

(目 的)

第1条 この要綱は、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特別支援教育の推進を図るため、和歌山県特別支援教育協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 協議会は、教育委員会の求めに応じて、本県特別支援教育推進の方策について協議する。

(構 成)

第3条 協議会は、教育委員会が委嘱する15名以内の委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 協議会に役員として会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が教育委員会と協議して招集する。

2 会議は、会長が主宰する。

(専門委員会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門的な事項を調査・協議するため、専門委員会を置くことができる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 年度別協議題

年 度	協 議 題
昭和60・61年度	「特殊教育諸学校における後期中等教育の在り方について」
昭和62年度	「特殊学級における教育の充実について」
昭和63年度	「重度重複児の教育の在り方について」
平成元・2年度	「心身障害児の適正就学の在り方について」
平成3年度	「心身障害児の進路の在り方について」
平成4年度	「特殊教育諸学校における学校週5日制の在り方について」
平成5・6年度	「長期的視点に立った今後の本県特殊教育の在り方について」
平成7～10年度	「軽度障害児の教育の在り方」
平成11年度	「軽度障害児の実態について」
平成12～14年度	「職業自立・社会参加を見据えた盲・聾・養護学校高等部教育の在り方について」
平成15・16年度	「本県特別支援教育の体制整備について」
平成17年度	「今後の和歌山県の特別支援教育について」
平成18年度	「特別支援教育の充実について」
平成19年度	「和歌山らしい特別支援教育の在り方について」